運　営　規　程

地域密着型小規模特別養護老人ホーム

はぎの郷

社会福祉法人　つつじの福祉会

運営規程

第１章　事業の目的と運営の方針

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人つつじの福祉会（以下「事業者」という。）が開設する地域密着型小規模特別養護老人ホームはぎの郷（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある入居者（以下、「入居者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業者は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に従って、入居者の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービスに基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援するよう努めるものとする。

２　事業所は地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

３　前２項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（最終改正平成24年3月13日　厚生労働省令第30号）、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の4第1項及び第2項並びに指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年3月29日加古川市条例第5号）の規定に基づき、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　称　　地域密着型小規模特別養護老人ホーム　はぎの郷

所在地　　兵庫県加古川市平岡町つつじ野８番地の１

第２章　従業者の職種・員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

①　管理者　　１名（常勤）

事業所の業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

②　医師　　１名（非常勤）

入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。

③ 生活相談員　　1名（常勤）
入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
④ 介護職員　　19名（常勤17名、非常勤2名）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
⑤ 看護職員　　3名（常勤2名、非常勤1名）
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
⑥ 栄養士　　1名（常勤）
食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等行う。
⑦ 機能訓練指導員 1名
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
⑧ 介護支援専門員1名（常勤）
地域密着型施設サービス介護計画の作成等行う。
⑨ 事務職員　　3名（常勤1名、非常勤2名）
施設の庶務及び会計事務を行う。

第3章　利用定員

（入居者の定員）
第5条　事業所に入居できる入居者の定員は29名、3ユニット（10名×2ユニット・9名×1ユニット）とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて入居することはできない。

第4章　設備及び備品等

（居室）
第6条　事業所は、入居者の居室にベッド・ロッカー・ナースコール等を備品として備える。

（共同生活室）
第7条
① ユニットごとに設置し、当該ユニット入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として相応しい形状を有するものとする。
② 必要な備品を備える。
（浴室）
第8条　事業所は、浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

（洗面所及び便所）

第 9 条　事業所は、必要に応じて各階各所に洗面所・便所を設置する。

（医務室）

第 10 条　医療法に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。

第 5 章　契約及び運営

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第 11 条　事業者は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

（受給資格等の確認）

第 12 条　事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

（入退居）

第 13 条　事業者は身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

2　事業者は、正当な利用なくサービス提供を拒否しない。

3　事業者は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。

4　事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴の把握に努める。

5　事業者は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討にあたっては、居宅介護支援事業者及び事業所、家族間で協議する。

6　事業者は、居宅で日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行う。

7　事業者は、入居者の退居に関しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供やその他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第 6 章　サービス

（地域密着型施設サービス計画の作成）

第 14 条　事業所の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2　地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成にあたっては適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価に応じて、現に抱える解決すべき課題を把握する。

3　計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、地域密着型施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議の上、作成しサービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載する。

4　計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の立案について入居者及び家族に説明し、書面による同意を得て交付する。

5　計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、地域密着型施設サービス計画の実施状況を把握する。

（サービスの取扱い方針）

第 15 条　事業者は、入居者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り自立した日常生活を営むことができるよう支援することで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入居者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援する。

2　事業者はサービスを提供するにあたって、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

3　事業者はサービスを提供するにあたって、その地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう必要な援助を行う。

4　事業者はサービスを提供するにあたっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいよう説明を行う。

5　事業者はサービスを提供するにあたって、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体的拘束等を行う場合には、予め入居者の家族に説明（切迫性、非代替性、一時性）を行い、その同意を文書で得た場合にのみ、その条件と期間内において行うことができる。その場合、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載する。

6　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の評価を常に見直すことで改善をはかるものとする。

（介護の内容）

第 16 条　介護にあたっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

2　事業者は、1 週間に 2 回以上適切な方法により入居者の入浴、又は清拭の支援を行う。

3　事業者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

4　事業者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換する。

5　事業者は、入居者に褥瘡ができないよう適切な介護を行う。

6　事業者は、前各項に規定するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。

7　事業者は、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

8　事業者は、入居者の負担により、従業者以外の者による介護は行わない。

（食事の提供）

第17条　食事の提供は、栄養並びに入居者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うものとする。また、入居者の自立支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で行えるよう努める。

2　食事の時間は、おおむね以下の通りとする。

朝食　　8:00 ～

昼食　　12:00 ～

夕食　　18:00 ～

（相談及び援助）

第18条　事業者は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに必要な助言やその他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の供与等）

第19条　事業所には教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設ける。

2　事業者は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族がおこなうことが困難な場合は、その同意を得て代行する。

3　事業者は、常に入居者の家族と連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努める。

（機能訓練）

第20条　事業者は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

（健康管理）

第21条　事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のために適切な措置を行う。

（入居者の入院期間中の取扱い）

第22条　事業者は、入居者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮する。

（利用料及びその他の費用）

第23条　サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。なお、費用は重要事項説明書に記載の額とする。

2　事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部（所定の割合）として、当該地域密着型介護福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3　事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4　事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）　1,700円/日

※ 但し、入居者の収入区分により負担額の軽減があります（詳細は重要事項説明書に記載）。

② 居住に要する費用　2,500円/日

※ 但し、入居者の収入区分により負担額の軽減があります（詳細は重要事項説明書に記載）。

③ 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

④ 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用

⑤ 理美容代（実費）

⑥ その他、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの

5　サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対してサービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得るものとする。

6　第1項、2項、4項の利用等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

7　法定代理受領サービスに該当しない事業の利用料の支払いを受けた場合には、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

（利用料の変更等）

第24条　事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができるものとする。

2　　事業者は、前項の利用料を変更する場合には、予め入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第7章　留意事項

（日課の励行）

第25条　入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとする。

（外出及び外泊）

第26条　入居者が外出・外泊を希望する場合は、事前に知らせていただくものとする。

（健康保持）

第27条　入居者は健康に留意するとともに、事業所で行う健康診断には特別な理由がない限り受診するものとする。

（衛生保持）

第28条　入居者は生活環境保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力いただくものとする。

（禁止行為）

第29条　入居者は、事業所において次の行為はできないものとする。

① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵す行為
② けんか、口論、泥酔など他の入居者等に迷惑を及ぼす行為
③ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する行為
④ 指定した場所以外で火気を用いる行為
⑤ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出す行為

（入居者の関する市への通知）

第30条　入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市に通知する。

① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき
② 偽りその他不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしているとき

第８章　従業者の服務規程と質の確保

（従業者の服務規程）

第 31 条　従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念し、服務にあたっては協力して秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

① 入居者に対しては、人権を尊重し自立支援を旨とし、責任を持って接遇する

② 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける

③ お互いに協力し合い、能率の向上に努める

（身体的拘束等の禁止）

第 32 条　事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。その遂行責任者として事業所の管理者を当てる。

2　前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明（切迫性、非代替性、一時性）を行い、同意を文書で得た場合にのみ、その条件と期間内において行うことができる。

3　前２項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載する。

（虐待の防止に関する事項）

第 33 条　事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止策のために、次の措置を講じるものとします。

（１）職員に対する虐待を防止するための研修の実施・指針の整備・委員会の設置

（２）利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備

（３）その他、虐待防止のために必要な措置　・虐待防止に関する責任者（施設長）選定、虐待防止に関する担当者（各ユニット副主任）設置　・成年後見制度の利用支援　・相談窓口の設置（介護支援専門員・生活相談員の配置）

2　事業者は、サービス提供中に、当施設又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（衛生管理）

第 34 条　従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2　感染症の発生の防止及び蔓延の防止のために必要な措置を講ずる。

3　感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を月に１回程度定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修（年２回以上）を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

（従業者の質の確保）

第35条　事業者は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を確保するものとする。

（個人情報の保護）

第36条　事業者及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを遵守する。

2　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。

3　事業者は、関係機関、医療機関等に対して入居者に関する情報を提供する場合には、予め文書により入居者の同意を得るものとする。

4　事業者は、個人情報保護法に則っとり個人情報を使用する場合、入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

5　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第9章　緊急時、非常時の対応

（緊急時の対応）

第37条　従業者は、入居者に病状の急変が生じた場合やその他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は予め定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

（事故発生時の対応）

第38条　事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2　事業者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償するものとする。但し、事業者及び従業者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

3　事故発生の防止のために委員会を設置し、指針に基づき安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に事業所内研修を実施する。

（非常災害対策）

第39条　事業者は、非常災害時においては入居者の安全第一を優先し迅速適切な対応に努める。

2　非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、定期的（年2回以上）の通報・消防・避難訓練を実施する。

第10章　その他

（地域との連携）

第40条　事業所の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行う等地域との交流に努める。

（運営推進会議の設置）

第41条　事業者が地域に密着し、地域に開かれたものとするため運営推進会議を設置する。

2　事業所は、入居者、入居者家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護に知見を有する者等の参画により運営推進会議を開催し、その会議録を5年間保存するものとする。

3　運営推進会議は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供にあたり、そのサービスの提供状況を報告するとともに、その内容等について評価、要望、助言等を聴く機会とする。

（苦情処理）

第42条　事業者は、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、第三者委員会を選任するなど必要な措置を講じる。

2　事業者は、提供するサービスに関して、市からの文書の提出・提示の求め、又は市職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に対する調査に協力し、市から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3　事業者は、サービスに関する入居者からの苦情に関して兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

（勤務体制等）

第43条　事業者は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう従業者の体制を定める。

2　入居者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行う。但し、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

（協力医療機関等）

第44条　事業者は、入院等の治療を必要とする入居者のために、予め協力医療機関を定めておく。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第45条　事業者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

2　事業者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、事業所からの退居者を紹介

することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

（情報公開）

第46条　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他、サービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第47条　事業者は、相手方（相手方が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、事業者が行った契約を解除することができる。

① 暴力団
② 暴力団員
③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
④ 暴力団準構成員
⑤ 暴力団関係企業
⑥ 総会屋等
⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
⑧ 政治活動等標ぼうゴロ
⑨ 特殊知能暴力集団
⑩ その他前各号に準ずる者

2　事業者は、相手方が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、事業者が行った契約を解除することができる。

① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
③ 自己、自社若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えるために、反社会的勢力を利用した又は利用していると認められるとき
④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3　事業者は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、事業者が行った契約を解除することができる。

① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて事業者の信用を棄損し、又は事業者の業務を妨害する行為
⑤ その他前各号に準ずる行為

4　相手方は、相手方又は相手方の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項から第3項各号に該当しないことを確約する。

② 相手方は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には直ちに事業者との契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。

③ 相手方が、前各号の規定に反した場合には、事業者は事業者が行った契約を解除することができる。

5　相手方は、相手方又は相手方の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を事業者に報告し、事業者の捜査機関への通報及び事業者の報告に必要な協力を行うものとする。

② 相手方が前号の規定に反した場合、事業者は何らの催告を要せず、事業者が行った契約を解除することができる。

6　事業者が本条各項の規定により、事業者が行った契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても事業者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により事業者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

（その他）

第48条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する帳票類を整備する。

2　事業所は、入居者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入居者と事業所の管理者との協議において定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年3月31日から施行する。

附則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年年4月14日から施行する。